## 建築主 氏名: 建築場所 地名地番:東大阪市 報告者(設計者)会社名: 氏名: 報告者連絡先 電話番号: 申請の種類 新規・計画変更 / 建築物・工作物 (擁壁) 工事の種別 新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替該当するものすべてに図 都市計画法に基づく開発許可 開発指導課受付欄 開発指導要綱適用 位置指定道路に接道 流通業務地区内 盛土規制法(宅地造成等工事規制区域内)

確認申請に伴う協議用チェックリスト【開発指導課】

上記建築場所における宅地造成等工事規制区域内の建築計画について、 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する事項について以下の通り報告します。

盛土規制法第12条第1項に基づく許可要否	
高さ30cmを超える盛土又は切土、及び擁壁設置	記又は撤去 許可不要の裏書き(不要証明が必
いずれも該当なし	要な場合別途申請要)
高さ30cmを超える盛土又は切土、及び擁壁設置	置又は撤去 <u>事前相談書提出必要</u>
いずれかに該当あり	事前相談番号(相)

- ※事前相談書の提出が必要な場合、事前相談の決裁後に裏書きを行います。(10日程度)
- ①~⑤に該当するか判断できる図面を事前相談書に添付してください。
- ①盛土で1m超の崖を生ずるもの ②切土で2m超の崖を生ずるもの
- ③盛土と切土を同時に行い、2m超の崖を生ずるもの
- ④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超

## 土地の保全等

建築主に対して、宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない旨(盛土規制法第22条)を説明することについて了解した。

## 敷地内の既存擁壁について以降の項目記載不要既存擁壁あり以降の項目記載必要

既存擁壁の築造時に建築物の荷重が見込まれて設計されており、今回の建築計画は築造時に見込まれている荷重内であることを確認している。(許可及び検査済証のある擁壁等)

建築物の荷重が擁壁にかからない設計としている。(建築物基礎(杭、柱状改良を含む)を擁壁 の安息角内に根入れする等)

既存擁壁を調査したところ、安全性に支障がないと判断した。

(二段擁壁等不適切な擁壁構造となっておらず、はらみやひび割れ、隅角部の開き等の変状がなく、水抜き穴等排水状況にも支障がない)

既存擁壁を調査したところ、補修又は補強することで安全性に支障がないと判断した。 補修又は補強の内容()

※このチェックリストは2部開発指導課に提出してください。(1部は控えとして返却します)